

法令 No.6 行為基準

第 56 回 (2011 年)

問 13 密封されていない放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室での飲食及び喫煙を禁止すること。
- B 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。
- C 作業室から放射性同位元素を持ち出すときは、容易に開封できない構造の容器に入れること。
- D 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が文部科学大臣が定める密度を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

① ABDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 14 使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 第 14 条の 7 第 1 項第 7 号に規定するインターロックを設けた室内で放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口の扉を外部から開閉できないようにするための措置及び室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるようにするための措置を講ずること。
- B 法第 10 条第 6 項の規定により、使用の場所の変更について文部科学大臣に届け出て、400 ギガベクレル以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器の使用をする場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。
- C 使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- D 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、その放射性同位元素について紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ ⑤ ABCDすべて

問 15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器）について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。
- B 密封されていない放射性同位元素は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱で保管しなければならない。
- C 空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度が、空气中濃度限度を超えないようにしなければならない。
- D 液体状又は固体状の放射性同位元素を、き裂、破損等の事故の生ずるおそれのある容器に入れて保管する場合には、受皿、吸収材その他の施設又は器具を用いることにより、放射性同位元素による汚染の広がりを防止しなければならない。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ ⑤ ABCDすべて

問 16 L 型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面に不要な突起物がなく、かつ、表面の汚染の除去が容易であること。
- B 外接する直方体の各辺が 10 センチメートル以上であること。
- C 表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 5 マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- D 周囲の圧力を 60 キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

1 ACDのみ 2 ABのみ ③ ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ